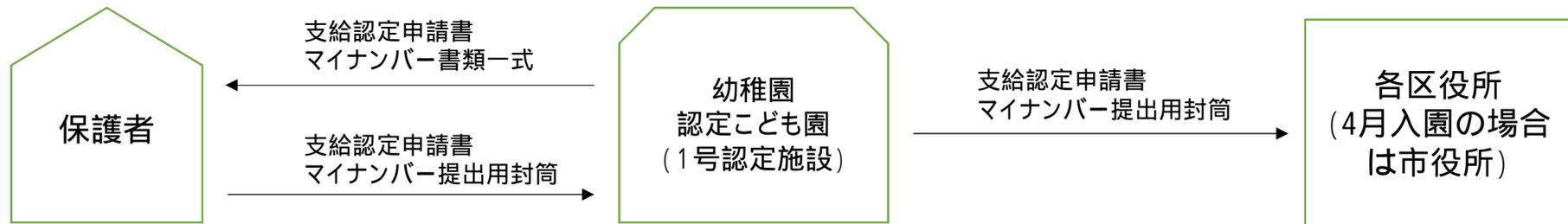


## マイナンバーの受付方法

### 1号認定子どもの場合



幼稚園・認定こども園は、入園が内定したこどもの保護者に、支給認定申請書とともに、マイナンバー関連書類一式(個人番号記載用紙、説明ちらし、提出用封筒)を配付します。

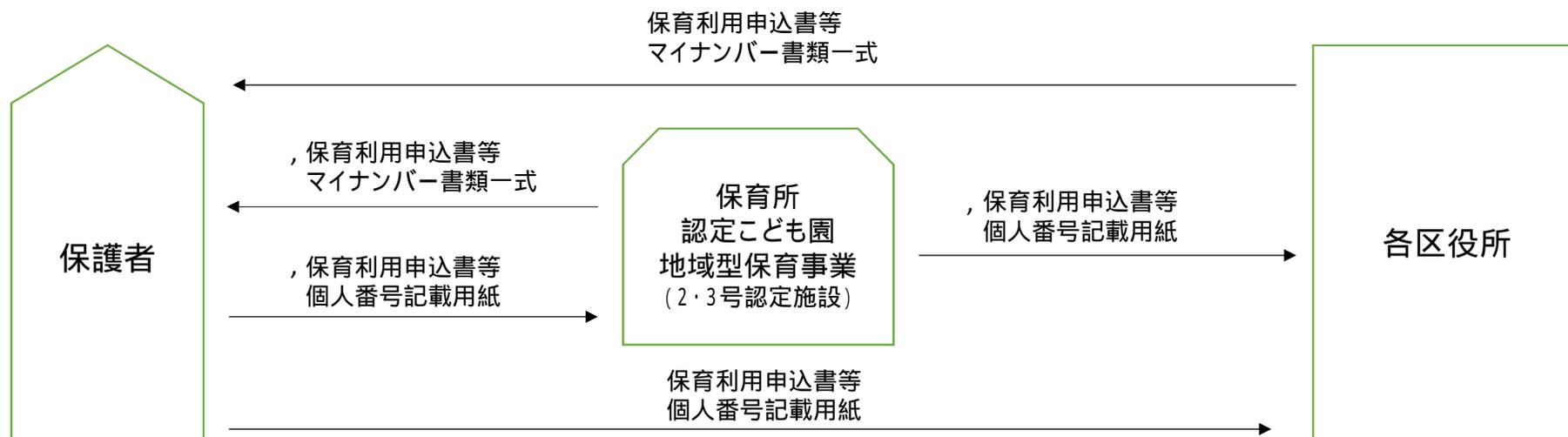
保護者は支給認定申請書とともに、個人番号記載用紙に必要事項を記載し、提出用封筒に封入します。

保護者は支給認定申請書及び封入された提出用封筒を、幼稚園・認定こども園に提出します。幼稚園・認定こども園は、受付時に提出用封筒の中身は開封したりせず、マイナンバー制度に基づく個人番号カード等による本人確認も行いません。

マイナンバー提出用封筒の提出がない場合は、書類不備があることを保護者にご指摘いただき、それでも提出されない場合は支給認定申請書のみを各区役所または市役所にご提出ください。

幼稚園・認定こども園は、支給認定申請書と提出用封筒を各区役所(10月～2月に受付けた4月1日入園こどもの場合はこども青少年局)に提出します。このときも提出用封筒は開封せずに、そのまま各区役所に提出します。

## 2・3号認定子どもの場合



各区役所または幼稚園・認定こども園は、保育利用を希望する保護者に、保育利用申込書等とともに、マイナンバー関連書類一式(個人番号記載用紙、説明ちらし)を配付します。

保護者は保育利用申込書等とともに、個人番号記載用紙に必要事項を記載します。

保護者は保育利用申込書及び個人番号記載用紙を、各区役所(各保育施設等で受付をする区もあります。)に提出します。各保育施設等で個人番号記載用紙を直接受け付ける場合は、原則として受付時にマイナンバー制度に基づく個人番号カード等による本人確認を行うこととなります。

封筒等に個人番号記載用紙を封入して提出された場合は、本人確認は不要です。そのまま各区役所にご提出ください。

書類不備等の場合については、各区からの依頼等に基づきご対応いただきますようお願いします。

申請書等を受け付けた各保育施設等は、保育利用申込書と個人番号記載用紙を各区役所に提出します。

# 教育・保育施設等を利用申込するときは 個人番号（マイナンバー）の提出が必要です

区保健福祉センター

平成28年から日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）に個人番号（マイナンバー）がつけられ、マイナンバーの利用が各分野で始まっています。

また今後、国、各都道府県、市区町村等の間での情報連携が開始される予定です（ただし情報連携開始から当分の間は試行期間とされています。試行期間中は、情報連携で取得できる情報についても引き続き証明書等で確認します。）。この情報連携は、子ども・子育て支援新制度の分野（保護者の認定）でも行うことが法令で定められています。

このため申請の際には、マイナンバー記載用紙に必要な方のマイナンバーを記入して提出していただきますようご協力をお願いします。

## 1 記載方法

個人番号記載用紙に、氏名等の必要事項とともにマイナンバーを記載してください。

## 2 記載の対象者

申請に係る保護者（こどもの父母）、こども、その他世帯員等

## 3 本人確認のための必要書類

マイナンバーの提出にあたっては、本人確認が必要となります。

（1）本人が区の窓口へ直接提出する場合は、本人確認用の証明書類の持参が必要です。

必要となる書類については、「6 本人確認に必要な書類」をご確認ください。

（2）窓口へ直接申請書等を提出する場合であってご本人がお越しにならない場合や、幼稚園への入園時など、施設を通じて封筒に封入して提出する場合は、個人番号記載用紙と証明書類の写しを封筒等に同封して提出してください。

## 4 必要な手続き

子ども・子育て支援新制度における次の手続きで、マイナンバーの提出が必要になります。

（1）新たに認定を申請する場合

（2）受けている認定内容等や届出内容を変更する場合

（3）認定証の再発行を申請する場合

## 5 各種証明について

情報連携の本格運用が開始された場合、これまで添付していただいていた書類のうち、「児童扶養手当証書」「特別児童扶養手当証書」の写しなどの一部の書類は、添付が不要となる予定です。

なお全ての添付書類が省略できるようになる訳ではありません。添付書類の省略が可能であるかについての詳細は、各区保健福祉センター保育業務担当にお問合せください。

## 6 本人確認に必要な書類

番号確認 (正しい番号であることの確認)	身元確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)
「個人番号カード」(1枚で両方の確認ができます。)	
「通知カード」 「個人番号の記載された住民票の写し」など	+
	官公署から発行された写真付きの証明書 「運転免許証」「運転経歴証明書」 「パスポート」 「身体障害者手帳」 「精神障害者保健福祉手帳」 「療育手帳」 「在留カード又は特別永住者証明書」 など  ただし上記書類をお持ちでない場合は、 「健康保険の被保険者証」「年金手帳」 「健康保険等資格喪失証明書」 「児童扶養手当証書」 など2点以上で確認します。

「個人番号カード」をお持ちの場合、1枚で番号確認と身元確認ができます。

「個人番号カード」をお持ちでない場合、例えば「通知カード」と「運転免許証」など、番号確認ができる書類と身元確認ができる書類のそれぞれが必要となります。

申請書に記載の保護者(申請者)に関する上記書類が必要となります。

保護者以外の方については、上記マイナンバー確認用の書類は不要ですが、保育料決定等のために各種書類が必要になる場合があります。

## 7 問合せ先

名称	電話番号	名称	電話番号
北区保健福祉センター	6313-9857	東淀川区保健福祉センター	4809-9857
都島区保健福祉センター	6882-9889	東成区保健福祉センター	6977-9857
福島区保健福祉センター	6464-9857	生野区保健福祉センター	6715-9857
此花区保健福祉センター	6466-9857	旭区保健福祉センター	6957-9857
中央区保健福祉センター	6267-9857	城東区保健福祉センター	6930-9857
西区保健福祉センター	6532-9028	鶴見区保健福祉センター	6915-9107
港区保健福祉センター	6576-9857	阿倍野区保健福祉センター	6622-9865
大正区保健福祉センター	4394-9857	住之江区保健福祉センター	6682-9857
天王寺区保健福祉センター	6774-9857	住吉区保健福祉センター	6694-9857
浪速区保健福祉センター	6647-9857	東住吉区保健福祉センター	4399-9857
西淀川区保健福祉センター	6478-9857	平野区保健福祉センター	4302-9857
淀川区保健福祉センター	6308-9423	西成区保健福祉センター	6659-9824

個人番号記載用紙

< 記入例 >

利用(希望)教育・保育施設等名: 認定こども園  
未内定の場合は第1希望施設等の名称をご記入ください

	氏名	個人番号(マイナンバー)											
保護者	(申請者) 本人確認書類が必要です。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	大阪 太郎												
	(申請者以外の保護者)	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	大阪 花子												
申請子ども	大阪 三郎	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3
同居世帯員 ( )	大阪 さくら	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
	大阪 一郎	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	0	0
	大阪 うめ	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8

変更申請時は、同居世帯員が新たに増えた場合を除き、同居世帯員に関する記載は不要です。

・次の項目について確認していただき、 の中にチェックをしてください。  
 ✓ 記載した個人番号について、記載間違いがないことを確認しました。

< 本人確認について >

マイナンバー制度では法令の定めにより、申請者の身元確認を行う必要があります。  
 別添の説明等をご確認いただき、必要な書類を区役所窓口で提示してください。  
 封筒に封入して提出する場合は、これらの書類またはその写し(コピー)を封筒に同封して、提出してください。  
 ただし現在教育・保育施設等をご利用中の方が、利用中の施設等を経由して提出する場合、これらの書類は不要です。

< 利用目的について >

取得した個人番号は、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務及び児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用します。  
 (保育の実施に関する事務については、保育認定を受けた又は希望する場合のみ利用します。)

< 個人番号の記載がない場合、書類が不足している場合について >

支給認定申請等の際には、原則として個人番号の記載をお願いします。  
 ただし個人番号の記載が困難な場合や、本人確認書類が不足している場合は、個人番号を記載せずに申請等を受付けることも可能とされています。この場合大阪市が受付後に、必要な範囲で個人番号を調べますが、個人番号が確認できない場合等には、別途手続きに必要な書類を求めることがあります。

受付者記入欄(保護者による記入は不要です)		
番号確認書類	本人確認書類	
	1種類必要なもの	2種類必要なもの
個人番号カード		
通知カード	運転免許証、運転経歴証明書	健康保険被保険者証
住民票等の写し	パスポート	介護保険被保険者証
	身体障害者手帳	年金手帳
	精神障害者保健福祉手帳	児童扶養手当証書
	療育手帳	
	在留カード又は特別永住者証明証	その他証明書等
	その他写真付き証明書等	( )
	( )	( )